

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の改善提案

国際環境 NGO FoE Japan

森林プログラム 中澤健一

(財)地球・人間環境フォーラム

フェアウッド・キャンペーン担当 坂本有希

本ガイドラインの冒頭にも書かれているように、本措置は「地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとってきわめて重要な課題である」違法伐採を無くすことを目的とするものです。違法伐採が問題となっている国からの木材に対して有効に機能することができるかどうかの視点で制度を作らなければなりません。

具体的には以下の5点について今後改善をしていただきたくお願いいたします。

1. 合法性の定義について

現状のガイドラインは、合法性は伐採時の法令だけに限定されていますが、それ以外にも木材加工・運搬・貿易時における環境面や社会面も含むあらゆる関連法規に遵守することが求められます。とりわけ、森林法の施行やガバナンスに問題のある国々では、伐採地周辺での地域社会の権利に関する法規が適切に施行されないために伐採業者との対立が生じているケースも多い状況です。伐採により一部の業者や購入者だけが利益を得て、地元の住民が被害を被ることの無いようにしなければなりません。具体的な合法性の定義は国際的な場でも検討されているところですが、日本政府が支援をしてまとめられた「アジア森林パートナーシップにおける合法性の基準」を参考にすることができます。

2. 持続可能性の定義について

現状の案では持続可能性は「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの」と記述されていますがこれでは定義になっていません。持続可能な森林経営については、日本政府も参加して作られた「モンリオールプロセスの基準・指標等を参考」に、土地の所有権が明確になっていること、地域社会や先住民、労働者の権利を尊重していること、森林の生産力が持続的に維持されていること、生物多様性や土壌及び水資源が保全されていること、などを含む「具体的判断指針を持つべき」です。

3. 合法性の確認方法について

違法伐採が蔓延している国では、社会的背景が日本とはまったく異なっています。書類の偽造や汚職腐敗が日常的に蔓延しており、サプライヤーから「合法です」と書いた書類があるかどうかを確認するだけではなんら効果がありません。合法性が確認されているのであれば、「伐採地までのサプライチェーンを遡り、最低限、伐採地、伐採業者、樹種程度の」

情報は把握されているべきです。また、汚職腐敗が蔓延し、違法伐採のリスクが高い地域や樹種の場合には、独立した第三者機関による証明がなければ安易に「合法です」ということはできないはずです。

また、合法的な木材納入の責任の所在は最終的な納入企業にあることを明示する必要があります。納入木材の合法性については最終納入企業がその証明の責任を負うことを契約条件とすることを本ガイドラインで明記することでガイドラインの運用効果を高めることができるはずです。

4. 本措置実施状況の独立したチェック体制を

本措置の実施に当たっては、実際に調達された木材製品を事後評価し、適切に合法性・持続可能性が証明・確認されているかどうかを公正にチェックするべきです。調達された木材製品の合法性に疑義が生じた際には、納入業者に合法性を証明する書類の提出を要請するなど、独立したチェック体制を整えるべきと考えます。

5. 調達サイドの取り組みが書かれていない

本措置のガイドラインに書かれていることは、木材業界に対する指導のみであり、調達側である国の機関としてやるべき事が何ら書かれておりません。グリーン購入法は本来は国の機関と契約業者に対して義務を課すものなので、調達者としてできる事、やるべき事もガイドラインに盛り込むべきです。建築工事であれば、設計、入札、契約、工事・納入の各段階で、違法木材が混入するリスクを減らし、適切にチェックができるような具体的対応策が必要です。

またその一方で、木材から他の資材へシフトしてしまうことの無いような配慮も必要です。化石燃料消費の削減や京都議定書目標の達成の観点から、金属やプラスチックなどに比べてバイオマス資源である木材の優位性は絶対的なものです。調達者はこの点も配慮をしながら環境・社会に配慮して生産された木材を積極的に採用するべきと考えます。同時に、国内の木材業者が自ら進んで違法伐採対策に取り組むようなケースに対しては国としても積極的にサポートをしていただきたいと思います。

以上